

危険ブロック塀等の 撤去費用を助成します



～ 下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助制度のご案内 ～

下関市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、次の道路に面した危険ブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

- ①通学路
②通園路及び避難路（以下「通園路等」）
- （事前相談をいただいた後、①②のどちらに該当するか市が確認を行い、判定します。）

※①と②では、申請内容等に違いがありますのでご注意ください。

補助対象者

ブロック塀等を所有又は管理※する方（法人を含む。）

※ブロック塀等の管理者が補助金の申請をする場合は、所有者の同意書が必要となります。

①通学路の場合

次の要件を全て満たしているものが補助対象となります。

- 通学路に面するコンクリートブロック造、石造、れんが造等の組積造の塀。
- 道路面からの高さが1メートル以上で、耐震診断の結果、倒壊の危険性のあると判断されたもの。
- 建設業者又は解体工業者に依頼して行う上記ブロック塀等の全部を撤去する工事。

【申請時に必要な書類】

- ・事業実施計画書（様式第2号）
- ・見積書の写し
- ・ブロック塀等の位置図、配置図、平面図（高さ、長さ、厚み明記）
- ・ブロック塀等の現況写真
- ・所有者であることを示す書類
- ・建設業者（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）の許可書の写し
- ・市税滞納なしの証明書
- ・耐震診断結果の写し（別記1及び別記2の点検表で可）

補助金額（上限10万円）

撤去に要する経費（税抜）の3分の2の額と、撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額。（千円未満切り捨て）

②通園路等の場合

次の要件を全て満たしているものが補助対象となります。

- 通園路等に面するコンクリートブロック造、石造、れんが造等の組積造その他これらに類する塀及び門柱。
- 道路面からの高さが1メートル以上で倒壊の危険性のある上記ブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事。

【申請時に必要な書類】

- ・撤去事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- ・見積書の写し
- ・ブロック塀等の位置図、配置図、平面図（高さ、長さ、厚み明記）
- ・ブロック塀等の現況写真
- ・市税滞納なしの証明書

補助金額（上限10万円）

撤去に要する経費と、基準額（撤去するブロック塀等の面積1平方メートルにつき8千円を乗じた額）のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額。（千円未満切り捨て）

補助金申請手続きの流れ

補助金の交付決定前にブロック塀等の撤去事業に着手した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。



お問い合わせ・ご相談は

下関市役所 建設部 道路河川建設課 庶務係

〒750-8521 下関市南部町1-1 TEL：083-231-4034

mail：ksdoroka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※ 総合支所管内にお住まいの方は、各総合支所（下記連絡先）にお問い合わせください。

- ◇菊川総合支所建設農林課（Tel:083-287-4012）
- ◇豊浦総合支所建設農林水産課（Tel:083-772-4025）
- ◇豊田総合支所建設農林課（Tel:083-766-2902）
- ◇豊北総合支所建設農林水産課（Tel:083-782-1932）